

『各務原リハビリテーション介護医療院（介護予防）短期入所療養介護』運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団誠道会が設置する「各務原リハビリテーション介護医療院」（以下「施設」という）が実施する（介護予防）短期入所療養介護サービス（以下「短期入所療養介護サービス」という）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、居宅における生活への復帰を目指した短期入所療養介護サービスを提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえ、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う。

2 施設の従業者は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って、短期入所療養介護サービスの提供に努める。

3 短期入所療養介護サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称）

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 各務原リハビリテーション介護医療院
- (2) 所在地 岐阜県各務原市鷺沼山崎町6丁目8番地2
- (3) 管理者 磯野 倫夫
- (4) 電話番号 058-384-8399

（従業者の職種、員数及び職種の内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（施設長） 1名
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
医師 2名以上
薬剤師 1名以上
看護職員 19名以上
介護職員 29名以上
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 3名以上
管理栄養士 1名以上（常勤専従）
介護支援専門員 2名以上
歯科衛生士 1名以上
診療放射線技師 1名（兼務）
従業者は、短期入所療養介護サービスの提供に当たる。
- (3) 事務員 1名（常勤専従）
必要な事務を行う。

（入所者定員）

第5条 空床利用型 各務原リハビリテーション介護医療院の定員 113名以内。

（ 多床室 2人床 13室・4人床 19室 従来型個室 7室 その他 4床 ）

(短期入所療養介護サービスの内容及び利用料金)

第6条 短期入所療養介護サービス内容は、次のとおりとし、短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、指定短期入所療養介護サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 施設サービス計画の作成、相談、助言
- (2) 療養上の管理
- (3) 看護
- (4) 医学管理の下における介護
- (5) 機能訓練及びその他必要な医療
- (6) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受ける事ができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 760円(1日当たり：多床室) 1,400円(1日当たり：従来個室)
- (2) 入所者の選定に基づく特別な療養室の提供にかかる追加的費用
510円(1日当たり：2床室Aタイプ)
1,100円(1日当たり：2床室Sタイプ、個室)
- (3) 食費 朝食 470円
昼食 560円
おやつ 160円
夕食 560円
- (4) 日常生活において通常必要となる費用
私物の洗濯代(委託業者実費)
理美容代金
テレビ貸借使用料金(機器レンタル代金・受信料含む170円：1日当たり)
コンセント代 110円(1日あたり)
- (5) 死後処置料 5,500円

3 施設は、前項に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め入所者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、予め入所者又はその家族に対し、説明を行い、入所者の同意を得ることとする。

4 施設は、前項に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(通常の送迎の実施地域)

第7条 通常の送迎の実施地域は、各務原市、坂祝町、犬山市の一部(地域包括支援センター圏域における犬山北地区、犬山南地区)とする。

(記録)

第8条 施設は、入所者の施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保存する。

(苦情等への対応)

第9条 施設は、短期入所療養介護サービスの提供に係る入所者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、提供した短期入所療養介護サービスに係る入所者からの苦情に関して当該市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(掲示)

第10条 運営規程、重要事項説明書等の重要事項は、施設内（玄関）掲示又はインターネット上の当施設ホームページに掲載し、閲覧することができる。

(身体の拘束その他の制限)

第11条 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急でやむを得ない場合を除き、入所者に対し隔離、身体拘束等により入所者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 施設が、入所者に対し、隔離、身体拘束等により入所者の行動を制限する場合は、入所者又は入所者の家族に対し事前又は事後速やかに、入所者に対する行動制限の根拠、内容、見込み期間について十分説明を行い、説明及び実施等について前条の（記録）に関する書類に記載する。
- 3 当施設は、「身体拘束対策委員会」を設置し、3カ月に1回協議し、身体抑制ゼロに向けて支援する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 虐待防止のための研修会を定期的開催する。
- 4 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策)

第13条 施設は入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みの一つとして、褥瘡が発生しないような適切な看護、介護に努めるとともに、褥瘡対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備する。

(非常災害対策)

第14条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に防火、避難、救出等訓練を行う。

- 2 風水害、地震等に備えた当該地域防災計画への協力に努め、災害時における施設の被災状況を市に報告するとともに、地域防災計画の推進を図る。

(事故発生時の対応)

- 第15条 施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・県、及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断された場合は、協力医療機関、協力歯科医療機関又は専門的機関で診療を依頼する。
 - 3 施設は、安全かつ適切な短期入所療養介護サービスを提供するために、事故防止に係る委員会を設置し事故防止のための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第16条 施設の従業者は、入所者に対して従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 施設の従業者は、事前に入所者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - (1) 別に定める入所者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないよう利用する。
 - (2) 気分が悪くなった時等は、すみやかに申し出る。
 - (3) 共有の施設・設備の使用に当たっては、他の迷惑にならないよう利用する。

(衛生管理)

- 第17条 施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生又はまん延しないように、感染対策委員会を設置し、その発生を防止するための体制を整備する。

(従業者の服務規律)

- 第18条 施設の従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意する。
- (1) 施設の従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
 - (2) 施設は、従業者に対して、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する旨を、個人情報に関する誓約書の内容とする。
 - (3) 従業者は、入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし責任をもってあたる。
 - (4) 従業者は、常に、健康に留意し、当法人の理念及び諸規則を遵守した行動であたる。

(従業者の質の確保)

- 第19条 施設は、従業者の資質向上のために、研修の機会を確保する。

(協力病院等)

- 第20条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力病院を定めるものとする。
- 2 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めていくよう努めるものとする。

(地域との連携)

- 第21条 施設は、その運営に当たっては、(特別な事情がない限り)地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人社団誠道会の法人伝達会議の承認を得る。

2 この運営規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、「重要事項説明書」に基づくものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年8月1日から施行する。